

独立行政法人水資源機構平成15事業年度年度計画

(序文)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の認可を受けた平成15年10月1日から平成20年3月31日までの期間における独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)の中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)に基づいた平成15年10月1日から平成16年3月31日までの期間における業務運営に関する計画(以下「年度計画」という。)を以下のとおり定める。

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

業務運営の効率化を図るため、機動的な組織運営及び効率的な業務運営に努めるとともに事務的経費の節減を実施する。

また、利水者や地域の方々との信頼関係を一層発展させるとともに、職員の意識改革を図るため、利水者との意見交換、流域に関する勉強会の実施、広報の充実等を柱とした「アクションプログラム」を本社、支社、局及び全事務所で実施する。

(1) 機動的な組織運営

重点的かつ効率的な組織整備を行うことにより、機動的な組織運営の実現を図る。

また、新人事制度の導入・運用や職員のインセンティブ確保等による資質向上を図る。

機動的な組織運営

本社においては、機構発足に併せて、利水者窓口の明確化を図るため利水者サービス課、中長期的な視点に立った事業計画の立案、計画実施後の評価等の経営戦略を担う経営企画部、事業実施から負担金調整までの業務を一貫して担うダム事業部及び水路事業部の各組織の整備を実施するとともに、中部支社、関西支社、吉野川局及び筑後川局に各々利水者サービス担当課を設置することにより、利水者対応窓口機能の強化を図る。

また、複数の組織に横断的に関係する課題等に対しては、プロジェクトチーム等の活用を図る。

さらに、効率的な組織運営を可能とするため、本社に事務合理化担当調査役を設置するとともに、研修所と試験研究所を統合し技術研究研修センターを設置する。

新人事制度の導入・運用

機構発足に併せて、職員の能力開発に寄与し、インセンティブの確保及び向上

に資するため、機構の経営理念及び組織目標の実現に向けて努力し、又は貢献している職員の能力や業績を適正に評価する能力等級制度、評価制度等を導入する。また、これらの制度による評価結果を給与、さらに適材適所の人員配置等に反映する新人事制度を導入する。この評価の公正性等を確保するため、評価者トレーニングを実施する。

職員の資質向上

機構発足に併せて、職員がその能力を発揮できるよう、等級別に修得すべき能力、知識等を明確にし、OJT、任用、研修、自己研鑽等を通じた職員の育成のための人材育成プログラムを作成する。

また、現在職員が取得している機構業務に関連する公的資格保有率（1資格1ポイントと評価し職員総数で割った割合）を、1.0（平成15年4月現在）を中期目標期間末において1.2へ向上させるため、通信講座等の各種情報を提供する等、職員が自己研鑽しやすい環境を整備する。

(2) 効率的な業務運営

業務運営全体を通じて、情報化・電子化による業務改善、業務の一元化の推進及び外部委託を引き続き実施することにより、業務運営の効率化を図り、効率的かつ経済的な業務の推進が可能となる環境を確保する。

情報化・電子化による業務改善

機構移行に伴い必要となる既存システムの更新を実施するとともに、IT（情報技術）を有効利用し、更なる業務の効率化を図ることが可能な環境を確保するため、次に掲げるシステムの開発等を実施する。

1) 人事システムの総合システム化

新人事制度導入に伴う人事システムの更新を実施するため、システム評価等を行い、これら結果を基に設計を実施する。また、電子申請システムについては、使用頻度の高い申請(30/116帳票)業務について開発を行い、試験運用を開始する。なお、電子申請システムの開発に当たっては、BPR（ITを活用した業務プロセスの再構築）を実施し、業務プロセスの簡素化を図る。

2) 知識活用（ナレッジ）システムの実施

個々の職員の持つ知識、ノウハウを組織全体として活用することができる知識活用（ナレッジ）システムについては、技術系分野全般のQ&Aコミュニティの拡大を図るとともに、全職員の業務経歴、得意分野等のDATA入力を終了させ、対象としている職員の割合を、概ね50%（平成15年4月現在）から100%に拡大し、試行を開始する。

3) C A L S / E C の推進

情報の電子化、標準化として、CAD（電子作図システム）製図基準工種を4工種（平成14年度）から14工種に拡大するとともに、インターネットを利用した情報共有化の実証実験を2事務所において実施する。また、電子納品等に

係る成果品利用方策の検討を実施する。

組織間の役割分担の見直しと業務の一元化

今後における機構の役割、業務の見通し等を踏まえつつ、本社、支社、局及び事務所との間の役割分担を整理することにより、次の複数の部署にまたがる業務の一元化を図る。

- 1) 本社の契約・会計業務については、財務部等に一元化することにより、本社総務部会計課を廃止する。
- 2) 支社及び局（中部支社を除く。）の経理業務（所内運営経費等を除く）については、本社財務部又はその管内事務所に移管することにより、関西支社及び筑後川局の経理課を廃止する。
- 3) 関西支社及び吉野川局の管内用地支援業務については、本社用地部に移管することにより、関西支社及び吉野川局の用地課を廃止する。
- 4) 支社及び局（中部支社を除く。）の工務業務については、本社又はその管内事務所に移管することにより、関西支社、吉野川局及び筑後川局の工務課を廃止する。
- 5) 関西支社の電気通信及び機械業務並びに筑後川局の電気通信、機械及び建築業務については、各々統合して設備課を設置することにより、関西支社の電気通信課及び機械課並びに筑後川局の電気通信課を廃止する。
- 6) 経理事務の合理化を図るため、総合振込による支払いを本社に集中し、一括して行うほか、自動振替による支払方法を導入する。

外部委託の実施

庁舎管理、車両管理など単純、定型的な業務については、概ね100%の外部委託を実施する。

(3) 事務的経費の節減

重点的かつ効率的な組織整備による機動的な組織運営や業務運営全体を通じた情報化・電子化等の業務改善による効率的な業務運営を図り、事務的経費（人件費（退職手当を除く。）を含む。）の節減を図る。

(4) 事業費の縮減

事業費については、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進する。なお、平成15年度10月1日に栗原川ダム調査所を廃止した。

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 計画的で的確な事業の実施

新築事業

別表1「ダム等事業」及び別表2「用水路等事業」に掲げる9施設の新築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的で的確な事業執行を図る。

改築事業

ライフサイクルコスト低減の観点、水路からの漏水防止及び地震時等の施設損壊による断水防止等の安定的な水の供給の観点から、別表1「ダム等事業」及び別表2「用水路等事業」に掲げる6施設の改築事業については、的確な施設更新を実施するとともに、1施設については、改築を検討する。

付帯業務及び委託発電業務

上記に付帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施を図る。

(2) 的確な施設の管理

施設管理規程に基づいた的確な管理等

別表3「施設管理」に掲げる施設については、施設管理規程に基づいた的確な施設管理等を実施するとともに、平成6年度のような渇水の発生時においても、渇水調整と相まって、国民への重大な支障を与えないよう、その影響の軽減に努める。

なお、水資源の利用の合理化に資するため、独立行政法人水資源機構法〔(平成14年法律第182号)以下「法」という。〕第12条第1項第2号八に規定する施設の管理を受託した場合には、的確な管理を行う。

- 1) 安定的な水供給に当たっては、ダム、堰及び水路等の施設を適切に維持管理するとともに、気象、水象等の情報を把握した上で、ゲート等の適切な操作を行うことにより、安全で良質な水の供給に努める。また、全管理所において日常的に水質情報の把握を行い、富栄養化現象など水質に異常が見られた場合には、利水者や関係機関との連絡調整を図るとともに、必要に応じて、水質改善についての検討を行い、対策設備の運用やその見直し等の措置を講ずる。
- 2) 水質事故等の発生時においては、利水者、河川管理者、関係機関等と連絡・調整を図り、的確な施設操作を行う等、その影響の軽減に努めるとともに、事故時等に備えるため、オイルマット等の資材を備蓄する。
- 3) 特定施設については、的確な洪水調節操作を行い、洪水被害の防止又は軽減に努める。
- 4) 施設管理に付帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施を図る。
- 5) 環境の保全に配慮したダム管理のあり方についての調査検討を行うとともに、環境への負荷の低減にも取り組む。
- 6) 水源地域と下流受益地の相互理解促進に努めるとともに、施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域とのコミュニケーションを図る。

管理所施設等の耐震化

管理所施設等の耐震化計画を策定するとともに、耐震性能を高めた施設等の割合を、25%（平成15年4月現在 14施設 / 全57施設）から35%（20施設 / 全57施設）に高める。

説明施設等のバリアフリー化

既存の説明ホールや資料館等の説明施設のバリアフリー化計画を策定するとともに、バリアフリー化のための改築等を進め、83%（平成15年4月現在 19施設 / 全23施設）から87%（20施設 / 全23施設）に高める。

水管理情報の発信

- 1) 機構が管理する利水及び治水機能を有する6ダム（全20ダムの30%）について、毎日、ホームページを通じた水管理に関する情報（流入量、放流量、水位等）の発信を開始する。
- 2) 全管理所において日常的に水質情報の把握を行う。また、水質調査結果等を取りまとめた「水質年報（仮称）」を、平成15年度分から作成するため必要となるデータ等の整理・検討を実施する。

(3) 災害復旧工事の実施

災害の発生に伴い、被害が発生した場合には、従来の機能等を早期に回復できるよう、迅速に災害復旧工事を行うとともに、これに附帯する事業についても的確な実施を図る。

(4) 総合的なコストの縮減

これまで開発及び蓄積してきた技術、ノウハウを活用し、施設等の安全性や信頼性を確保した上で、設計の最適化、ライフサイクルコストの低減、事業便益の早期発現等を主たる内容とする「水資源機構コスト構造改革プログラム（仮称）」を平成15年度中に策定し、各事業においてコスト縮減に取り組む。

(5) 環境保全への配慮

水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立をめざし、職員の環境意識や環境対応の向上等を目的として、平成12年11月に策定した「環境に関する行動指針 - 環境対応の基本的考え方編 - 」に基づき、次に掲げる環境保全への取組みを実施することにより、事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図る。

また、事業の実施に伴い発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達についても積極的に取り組み、環境への負荷の低減を図る。

自然環境の保全

平成15年度に実施する新築及び改築事業のうち7事業については、事業実施に伴う動植物、生態系、水質及び景観等自然環境への影響を把握するため、事業実施区域及びその周辺の適切な自然環境調査及び環境影響予測・評価を実施し、必要

に応じて影響を回避、低減及び代償するための環境保全措置を講じることにより、自然環境の保全に取り組む。これらの環境保全措置については、モニタリング調査を実施してその効果を検証する。なお、自然環境調査、環境保全措置の検討及びモニタリング調査に当たっては、必要に応じて外部専門家等から構成される委員会等を設置し、指導・助言を得ながら実施する。

面的な地形改変を伴うダム工事の実施に当たっては、環境巡視などにより現況を把握し、必要に応じて改善対策等を講じるほか、工事関係者と一体となって環境保全に取り組むために、平成15年度に1事業所が環境保全協議会を設置し、工事毎に環境保全管理担当者の配置を行う。また、環境に対する意識の向上や工事及び調査実施時の適切な環境対応に資するため、事業実施区域及びその周辺区域の自然環境の現状や希少な動植物などについて取りまとめた環境ハンドブック等の作成に向けたデータ整理等を行う。

管理業務においては、施設管理が施設周辺の自然環境に与える影響の把握や施設管理と周辺の自然環境との調和に関する自然環境調査を7事業所において実施する。

環境学習会の実施

地域環境の保全、地域住民等への環境保全に関する知識の啓発並びに機構の事業及び環境保全の取組みに対する地域住民の理解を得ることを目的として、年間5事業所（平成14年度実績）で開催している、職員、地域住民、利水者、工事・調査関係者等が参加する環境学習会を、平成15年度中に、10事業所が開催し、又は参加するよう拡大する。

また、環境に関する専門的知識を修得させるため、平成15年度中延べ45名以上の職員に、外部の機関が実施する研修及び機構自らが実施する専門研修を受講させるとともに、環境に関する意識等を高めるため、平成15年度中延べ200名以上の職員を対象に、環境に関するカリキュラムを設けた一般研修を実施する。

環境情報の発信

環境保全の取組み等を取りまとめた「環境レポート（仮称）」及び水質調査結果等を取りまとめた「水質年報（仮称）」を、平成15年度分から作成するため必要となるデータ等の整理・検討を実施する。（一部再掲）

建設副産物等のリサイクル

循環型社会の形成に取り組むため、次の通り建設副産物の再資源化率、再資源化・縮減率及び有効利用率の目標値（平成17年度まで）を定め、建設工事により発生する建設副産物について、請負者から提出される再生資源利用計画の実施報告の徹底を図り、その発生を抑制するとともに、そのリサイクルを行う。

〔再資源化率〕

アスファルト・コンクリート塊	98%
コンクリート塊	96%

建設発生木材	60%
	〔再資源化・縮減率〕
建設発生木材	90%
建設汚泥	60%
建設混合廃棄物	H12に対し25%削減
建設廃棄物全体	88%
	〔有効利用率〕
建設発生土	80%

注) 機構全国平均値

また、中期目標期間中、流木のリサイクルに取り組むダム施設数を、18ダム（平成15年4月現在）から25ダム（流木が流入する全ダム数）へ拡大するため、現在未実施の7施設について、流木リサイクルの取組に関する課題の整理・検討を行うとともに、1施設については、試行的な取り組みを実施する。

環境物品等の調達

環境物品等の調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づき行うこととし、平成15年度における特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの（特定調達物品等）を100%調達する。

ただし、特定調達品目のうち、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。

環境保全に配慮したダム管理のあり方の検討

ダム管理については、地域住民等の意見を伺うためのアンケート調査についての検討を行う。

(6) 危機管理

危機的状況への的確な対応

大規模かつ広域的な、地震、風水害、水質事故及び第三者による事故等により危機的状況が発生した場合には、防災業務計画等に基づき、迅速な情報収集及び伝達を図るとともに、施設の安全の確保と水の安定供給、被災者への対応のための適切な措置等を講じる。

日頃からの訓練（一部実施済み）

国と連携して、本社、支社、局及び全事務所を対象に災害、危機的状況を想定した訓練については、9月1日に実施したところであるが、災害に備えた非常時参集訓練（不定時）、設備操作訓練等を適宜実施することにより、発災時に備える。

施設の安全点検

一般の人が利用する全ての施設を対象として、安全性の点検を毎月実施する。

(7) 工事及び施設管理の委託に基づく業務

法第12条第2項の規定に基づき調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、機構の持つノウハウや技術等を積極的に活用し、その適切な実施を図る。

(8) 関係機関との連携

業務運営に関する適切な情報提供等を行うこと等により、関係機関と積極的な連携を図り、適切な役割分担の下に効率的な業務を推進するため、機構発足に併せて、本社に利水者サービス課を、中部支社、関西支社、吉野川局及び筑後川局に各々利水者サービス担当課を設置する（再掲）ことにより、利水者対応窓口機能の強化を図るほか、次に掲げる事項を実施する。

施設管理規程の変更に伴う費用負担割合等の変更を行う場合にあっては、費用負担者に対して必要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図る。

利水者に対して、今年度の個別事業の年間計画策定時及び来年度の予算要求時において、業務内容や負担金の算出根拠等の説明及び利水者の要望等の把握を行うための説明会を平成15年度上半期に実施した。（実施済み）

ダム等施設管理業務においては、下流近隣市町村等を対象に、ダム放流時の連絡、手続等についての説明会を平成15年度上半期に実施した。（実施済み）

用水路等施設管理業務においては、管理運営に関する重要事項の審議及び利水者等の要望等の把握を行うための協議会等を平成15年度上半期に実施した。（実施済み）

積極的な連携、適切な役割分担を図るため、関係機関等に必要に応じて様々な情報の提供を行うほか、危機的状況時における協力関係等を構築するため、必要な打合せ等を実施する。

用途間転用等水資源の利用の合理化の実施に当たっては、積極的に関係機関との円滑な調整を図る。

(9) 説明責任の向上

業務運営に関する透明性の確保を図り、国民及び地域住民に対する機構業務の説明責任の確保を図るため、適時的確な情報提供を行うとともに、機構発足に併せて情報公開担当調査役を設置する。また、機構の行っている業務の効果を、客観的に分かりやすく説明するための方法について調査検討を行うほか、次に掲げる取組みを実施することにより、広報及び情報公開機能を強化する。

水管理情報の提供

機構が管理する利水及び治水機能を有する6ダム（全20ダムの30%）について、毎日、ホームページを通じた水管理に関する情報（流入量、放流量、水位等）の発信を開始する。（再掲）

財務内容の公開

1) 国民への財務内容の公開

財務内容の透明性の確保を図るため、財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社、支社、局及び全事務所に備え置くことで、閲覧できる環境を整備するとともに、これら閲覧場所等についての情報を発信する。また、国民へのサービス向上を図るため、事業種別等で整理したセグメント情報についても、平成15年度機構分決算から作成し、積極的に公表する。

2) 機関投資家へ財務内容の公開

引き続き業務運営の透明性を確保するため、平成14年度決算を織り込んだ事業報告書（インベスターズ・ガイド）や業務概要等を内容とする説明資料を作成し、機関投資家への決算等説明会を開催するとともに、機構のホームページにも掲載する。

ホームページの充実

積極的な情報発信を図り、インターネットホームページの積極的な活用を図るため、上記及びの情報の発信を行うほか、機構移行に併せてホームページのリニューアルを実施するほか、本社ホームページの英語版を作成する。また、5日以内に更新が可能な環境を整備する。

さらに、平成15年度中に、機構が国内外の学会、専門誌等に発表した研究成果等についても、掲載する。

以上の取組を通じて、ホームページの充実を図ることにより、平成15年度のアクセス件数を、22万件以上とする。

パンフレット等の作成・更新

機構の目的や仕組、また、施設の目的・概要等を説明するためのパンフレットについては、全施設等を対象に129種を整備しているところであるが、今後とも事業の進捗等必要に応じて見直し等を行い、更新・作成を実施する。広報誌についても、機構発足に併せて全面的なリニューアルを行い、内容の充実を図るとともに、設置依頼箇所（平成14年度実績 128箇所）を、平成15年度末において2%（3箇所）増加させる。

「水の日」及び「水の週間」への取組み（実施済み）

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めるため、毎年8月に実施する「水の日」及び「水の週間」については、関係機関との共同開催も含めて、本社、支社、局及び全事務所において関連イベント等取組みを実施したところであり、4万人以上の来場者数を確保した。

広報活動の質の向上（実施済み）

広報活動の質の向上を図るため、平成14年度を通じて各施設等において実施された広報活動については、5月にコンテストを実施した。

(10) 事業関連地域との連携促進

業務への理解、協力を得て、円滑な業務実施を図るため、次の施策を実施することにより、事業関連地域との連携を推進する。

地域のニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理

地域環境との調和や自然環境へ配慮した施設整備を行うため、全事務所において、地域代表者との意見交換等により地域のニーズの把握に取り組むこととし、特に、用水路等事業においては、3事業（房総導水路建設事業、愛知用水二期事業及び香川用水施設緊急改築事業）において、水路周辺の地域環境との調和等に配慮した水路づくりを行う。

地域交流の実施とコミュニケーションの増進

水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、施設を核とした上下流交流を推進する。また、施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域とのコミュニケーションを図るとともに、本社、支社及び局と連携を図り、全事務所において、平成15年度中1回以上施設周辺地域とのコミュニケーションの機会を設け又は参加する。

生活再建対策の実施と地域振興への協力

新築又は改築事業に直接関わる住民及び下流受益地の理解と協力を得て、水源地域対策特別措置法及び水源地域対策基金と相まって、関係者の生活再建対策を実施するとともに、地方公共団体等が実施する地域振興の推進に協力する。

(11) 技術力の維持・向上

技術力の維持、向上及び蓄積した技術力の広範な提供を図るため、次の取組を実施する。

新技術への取組

- 1) 計画的に新技術の活用等に取組むとともに、「施設の効率的管理と管理技術の体系化、水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立、事業コスト縮減」をキーワードとした「技術5カ年計画（仮称）」を作成する。
- 2) 機構内において「技術研究発表会」を実施する。また、技術開発を通じた発明・発見にあたる事案については、特許等の取得を推進する。

蓄積された技術の整備・活用

これまで蓄積してきた技術力の体系的整理や新たな知見等の活用を図るため、新築、改築、管理及び環境等に関する4指針14編の指針等の作成、更新等を行う。

また、個人の持つ技術・ノウハウを組織として活用するため、知識活用（ナレッジ）システムの問い合わせ機能等の対象者拡大を図る（再掲）ことにより、蓄積された技術等の活用を図る。

技術力の提供

- 1) 技術力の提供、積極的な情報発信に努めるため、平成15年度中、上記「技術研究発表会」における優秀な論文等を50題以上、学会、専門誌等に発表する。
- 2) 機構施設における関係機関を対象とする研修の開催等を通じ、機構の技術の

公開を進める。

国際協力の推進

モンスーンアジア地域の各国の統合的水資源管理の強化を支援するため、国際機関等と共同して「アジア河川流域機関ネットワーク」を平成15年度中に設立することを目指し、機構の蓄積した水資源の開発や管理の経験の提供等を行う。

3 予算（人件費の見積りを含む） 収支計画及び資金計画

「1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」及び「2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。

(1) 予算（人件費の見積りを含む） 「別表4」

[人件費の見積り]

当該年度計画期間中総額8,266百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

なお、見積りを作成するにあたっては、給与改定率（ベア率及び昇級原資（率））及び消費者物価指数の伸率を、ともに0%と仮定して算出しているものである。

(2) 収支計画 「別表5」

(3) 資金計画 「別表6」

4 短期借入金の限度額

一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、300億円とする。

5 重要な財産の処分等に関する計画

なし。

6 剰余金の使途

剰余金の使途については、次のとおりとする。

(1) 一般積立金

割賦負担金に対応する長期借入金又は水資源開発債券の借換の際の金利変動等に備えるための積立金

(2) その他積立金

新築及び改築事業並びに管理業務等に係る国民及び利水者の負担の軽減を図るための機構の経営基盤の強化及び利水者、地域住民等へのサービスの向上に資する業務

7 その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設・設備に関する計画

当該年度計画期間中における、本社、支社及び局等に係る宿舍、研修施設又は実験設備等に係る整備・更新及び改修は、予定していない。

(2) 人事に関する計画

業務運営の効率化を図るため、人員の適正配置を図る。

人事配置の再編

最盛期を迎える事業にあっては、重点的な人員配置を行う。

また、経営企画・環境・広報等の多角的な対応が求められる業務については、機動的な組織運営を確保するため、事務系職員と技術系職員が一体となって業務の推進が図れる人事配置とする。

定員の削減

効率的組織整備や業務運営を図ること等により、定員の削減を図る。

特殊法人時の最終年度（平成14年度）期首における定員 1,894人

当該年度計画期末における定員 1,837人（ 57人）

(3) 積立金の使途

公団から承継した積立金の使途については、次のとおりとする。

一般積立金

一般勘定においては割賦負担金に対応する長期借入金又は水資源開発債券の借換の際の金利変動等に備えるための積立金

愛知用水事業特別勘定及び豊川用水事業特別勘定においては発生する利息を管理業務費へ充当するための原資としての積立金

目的積立金

新築及び改築事業並びに管理業務等に係る国民及び利水者の負担の軽減を図るための機構の経営基盤の強化及び利水者、地域住民等へのサービスの向上に資する業務に対し、次の積立金を充当する。

1) 退職給付引当金負担軽減積立金

2) 施設整備積立金

3) 経営戦略強化積立金

[参考]

上記積立金として各々、710百万円、75百万円、40百万円を予定している。

(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

利水者負担金に関する事項

前払い方式の活用を最大限図ることとし、これを希望する利水者の要請には基本的に応じる。さらに、前払い方式と従来方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の適切な判断に資する。

中期目標期間を越える債務負担

当該事業年度には、次期中期目標期間にわたって契約を行う予定はない。

別表1「ダム等事業」

1. ダム等事業の進捗計画

(1) 事業の進捗概要

1) 中期目標期間中に事業の完了・効果発現を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					備考
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
滝沢ダム建設	国土交通大臣						平成19年度の完成に向け、ダム本体建設工事、地すべり対策工事、付替道路工事等の進捗を図る。
徳山ダム建設	国土交通大臣						平成19年度の完成に向け、ダム本体建設工事、洪水吐き建設工事、付替道路工事等の進捗を図る。

2) 事業の進捗を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					備考
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
思川開発	国土交通大臣						事業用地の取得の進捗を図るほか、南摩ダム、導水路の地質調査、水理調査、環境調査等の諸調査を実施する。
戸倉ダム建設	国土交通大臣						事業用地の取得の進捗を図るほか、付替道路工事等の進捗を図る。
武蔵水路改築	国土交通大臣					*	引き続き地質調査、水理調査等の諸調査を実施するとともに、関係機関との協議を実施する。
川上ダム建設	国土交通大臣						事業用地の取得の進捗を図るほか、付替道路工事等の進捗を図る。
丹生ダム建設	国土交通大臣						付替道路工事等の進捗を図る。
大山ダム建設	国土交通大臣						事業用地の取得の進捗を図るほか、付替道路工事等の進捗を図る。
小石原川ダム建設	国土交通大臣					*	引き続き環境調査、水理調査等の諸調査を実施するとともに、関係機関との協議を実施する。

3) このほか、浦山ダム及び日吉ダム事業はダム建設調整費の償還を行う。

(2) 計画事業量

事業用地取得量 0.8km²
 上記計画事業量は中期目標期間の事業用地取得計画事業量(3km²)の26.7%である。
 付替道路施工延長 3km
 上記計画事業量は中期目標期間の付替道路工事延長計画事業量(15km²)の20.0%である。
 ダム本体打設(盛立)量 223万m³
 上記計画事業量は中期目標期間のダム本体打設(盛立)計画事業量(1,125万km³)の19.8%である。

注1) 目的欄中 *は都市用水を示す。

注2) 上記進捗計画は、下記のような機構の裁量外である事項を除いて設定したものである。

- ・ 国からの交付金、補助金の各年度予算の変動
- ・ 水資源開発基本計画等国において決定される計画、行政機関が行う政策評価に関する法律に基づく個別事業の事業評価
- ・ 他事業主体により実施される水源地対策の進捗状況、その他 他律的な事項
- ・ 自然災害、希少動植物の発見による環境保全、その他の予測し難い事項

注3) 滝沢ダム、徳山ダム、川上ダムでは、発電を受託している。

別表2「用水路等事業」

2. 用水路等事業の進捗計画

(1) 事業の進捗概要

1) 中期目標期間中に事業の完了・効果発現を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					年度計画期間計画事項
		洪水 調節	河川の流 水の正常 な機能の 維持	農業 用水	水道 用水	工業 用水	
房総導水路建設	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						平成16年度の完成に向け、揚水機場ポンプ設備工事及び取水施設工事等の進捗を図る。
愛知用水二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						平成18年度の完成に向け、幹線水路補強工事及び牧尾ダム堆砂撤去工事等の進捗を図る。

2) 事業の進捗を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					年度計画期間計画事項
		洪水 調節	河川の流 水の正常 な機能の 維持	農業 用水	水道 用水	工業 用水	
印旛沼開発施設 緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						機場ポンプ設備改修工事及び取水水路改築工事等の進捗を図る。
群馬用水施設 緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣						機場改築工事及び幹線水路改築工事の進捗を図る。
豊川用水二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						導水路、幹線水路併設水路及び支線水路等改築工事の進捗を図る。
香川用水施設 緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						取水施設改築及び開水路補強工事を実施するとともに、新たに調整池本体工事に着手する。

3) 両筑平野用水施設については、改築（二期）事業の計画的かつ機動的な実施について検討する。

(2) 計画事業量

- 水路工事（改築）延長 13 k m
上記計画事業量は中期目標期間の水路工事延長計画事業量（96 k m）の13.5%である。
- 施設（ポンプ）改築 13台
上記計画事業量は中期目標期間のポンプ改築計画事業量（37台）の35.1%である。
- 堆砂土砂撤去量 15万m³
上記計画事業量は中期目標期間の堆砂土砂の撤去計画事業量（190万m³）の7.9%である。
- 調整池本体盛立量 なし
中期目標期間の調整池本体の盛立計画事業量（60万m³）である。

注1) 上記計画事業量は、下記のような機構の裁量外である事項を除いた工程において設定したものである。

- ・ 国からの補助金の各年度予算の変動
- ・ 水資源開発基本計画等国において決定される計画、他の事業主体により実施される水源地対策の進捗状況、その他 の他律的な事項
- ・ 自然災害、希少動植物の発見による環境保全、その他の予測しがたい事項

別表3「施設管理」

施設名	主務大臣	目的					施設名	主務大臣	目的				
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水			洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水
矢木沢ダム	国土交通大臣						三重用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣					
奈良保ダム	国土交通大臣						琵琶湖開発	国土交通大臣					
下久保ダム	国土交通大臣						高山ダム	国土交通大臣					
草木ダム	国土交通大臣						青蓮寺ダム	国土交通大臣					
群馬用水	厚生労働大臣 農林水産大臣						室生ダム	国土交通大臣					
利根大堰等*	農林水産大臣 国土交通大臣						初瀬水路	厚生労働大臣					
秋ヶ瀬取水堰等*	厚生労働大臣 経済産業大臣						布目ダム	国土交通大臣					
埼玉合口二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣						比奈知ダム	国土交通大臣					
印旛沼開発	農林水産大臣 経済産業大臣						一庫ダム	国土交通大臣					
北総東部用水	農林水産大臣						日吉ダム	国土交通大臣					
成田用水	農林水産大臣						正蓮寺川利水	厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣					
東総用水	厚生労働大臣 農林水産大臣						淀川大堰	国土交通大臣					
利根川河口堰	国土交通大臣						池田ダム	国土交通大臣					
霞ヶ浦開発	国土交通大臣						早明浦ダム	国土交通大臣					
霞ヶ浦用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						新宮ダム	国土交通大臣					
浦山ダム	国土交通大臣						高知分水	厚生労働大臣 経済産業大臣					
豊川用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						富郷ダム	国土交通大臣					
愛知用水	農林水産大臣						旧吉野川河口堰等	国土交通大臣					
岩屋ダム	国土交通大臣						香川用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣					
木曾川用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						両筑平野用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣					
長良導水	厚生労働大臣						寺内ダム	国土交通大臣					
阿木川ダム	国土交通大臣						筑後大堰	国土交通大臣					
長良川河口堰	国土交通大臣						筑後川下流用水	農林水産大臣					
味噌川ダム	国土交通大臣						福岡導水	厚生労働大臣					

注1) 期首の施設一覧を示す。

注2) 表中の特記事項

* 利根大堰等及び秋ヶ瀬取水堰等は、目的に浄化用水の取水・導水を含む。

注3) 矢木沢ダム、奈良保ダム、下久保ダム、草木ダム、浦山ダム、岩屋ダム、味噌川ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダム、池田ダム、早明浦ダム、新宮ダム、高知分水、富郷ダム及び両筑平野用水では、発電等に係る業務を受託している。

別表4「予算（人件費の見積りを含む）」

平成15事業年度予算

（単位：百万円）

収 入		支 出	
区 分	金 額	区 分	金 額
施設整備費補助金	0	業 務 経 費	36,925
政 府 交 付 金	11,785	建設事業関係経費	28,509
その他の国庫補助金	11,137	管理業務関係経費	8,301
財政融資資金借入金	32,500	その他業務経費	115
民間資金借入	2,899	施設整備費	0
水資源債券	0	受託経費	2,648
業務収入	78,614	借入金等償還	62,189
受託収入	2,702	支払利息	23,468
業務外収入	265	一般管理費	981
		人 件 費	10,776
		業務外経費	4,423
合 計	139,902	合 計	141,410

（注）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

別表5「収支計画」

平成15事業年度収支計画

（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	61,597
經常費用	42,915
管理業務費	13,056
受託業務費	2,702
引当金繰入	712
調査業務費	115
減価償却費	26,329
財務費用	18,683
収益の部	66,800
管理業務収入	12,982
受託業務収入	2,702
資産見返戻入	26,329
財務収益	24,786
純利益	5,202
目的積立金取崩額	825
総利益	6,027

（注）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

別表6「資金計画」

平成15事業年度資金計画

(単位:百万円)

	区 別	金 額
資 金 支 出	業務活動による支出	79,182
	建設費支出	34,648
	管理業務支出	13,068
	受託業務支出	2,702
	その他の業務支出	28,763
	財務活動による支出	62,185
	借入金の返済による支出	30,505
	債券の償還による支出	31,680
	翌年度への繰越金	17,822
	資 金 収 入	業務活動による収入
政府交付金収入		11,785
国庫補助金収入		11,137
受益者負担金収入		51,135
受託業務収入		2,702
その他の収入		27,700
財務活動による収入		35,399
借入れによる収入		35,399
前期よりの繰越金		19,329

(注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注2) 前期よりの繰越金は、水資源開発公団からのものを示す。